

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
宇野建設工業株式会社	茨城県東茨城郡茨城町 海老沢 6	0 2 - 0 0 1 2 3 5

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可、「2-」は茨城県知事許可、「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 5 年 5 月 29 日～令和 5 年 6 月 28 日 (1 ヶ月)

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事

4. 事実概要

宇野建設工業(株)は、令和 5 年 1 月 1 3 日、水戸土木事務所発注の道路改良舗装工事(東茨城郡茨城町小幡地内)において、下請作業員が重傷を負う事故が発生したにもかかわらず、直ちに行うべき発注者への事故報告を怠り、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書に違反した。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成 2 9 年要領第 3 号)別表第 2 第 1 5 号ウに該当する。

〈指名停止等措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。  ア、イ (略)  ウ <u>その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと町長が認めたとき。</u>	当該認定をした日から <u>1 ヶ月以上 9 ヶ月以内</u>

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)